

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 10 月 27 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆年金確保支援法及び関係政省令に関する確認事項について◆

先般の年金確保支援法及び関係政省令の施行に伴う規約変更の取扱いについて、次の2点を信託協会より厚生労働省に確認し、回答が得られましたのでご案内いたします。

- 加入員・加入者の減少に係る掛金の一括徴収に関する事項
- 企業年金連合会への情報収集等業務の委託に関する事項

<加入員・加入者の減少に係る掛金の一括徴収に関する事項について>

【厚生年金基金規則第32条の3の2、確定給付企業年金法施行規則第88条関係】

1. 次の場合（①、②）に関する一括徴収の考え方について

- ① 設立事業所・実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の設立事業所・実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合
- ② その他、規約で定めるところにより、設立事業所・実施事業所に使用される当該厚生年金基金・確定給付企業年金の加入員・加入者の数が減少する場合

（確認結果）

- ① に該当した場合は、加入員・加入者の減少に係る掛金の徴収は「必須」である。
- ② の場合は同規則の条文に「規約に定めることにより」とあるため「任意」でよい。

2. 規約変更を行う場合の考え方について

（確認結果）

- ・上記1. ①の場合は、法律の施行日(平成23年8月10日)に遡及して適用する必要がある。法律の施行日(平成23年8月10日)以降、変更規約の施行日(認可日)前に分割・事業譲渡が生じた場合も遡及適用の効果を受け事業所減少に係る掛金の徴収対象になるものと考えてよい。



- ・上記1. ②の場合は、実際に事案が起こるまでの間に規約変更を行う。なお、遡及適用による変更は認められない。(分割・事業譲渡以外の加入員・加入者減少が発生したときに規約変更を行うこととしていた場合に、当該減少の事実の判明の遅れ等により規約変更手続きが実際の減少日より遅れたとしても、遡及適用による規約変更は認められない。)
- ・変更規約例については、厚生労働省に内容を確認中です。

3. 規約変更時の手続きについて

(確認結果)

- ・上記1. ①、②とも、規約変更に際しては代議員会の議決が必要(理事長専決は不可)。
- ・申請資料に数理関係資料(年金数理に関する確認等)の添付は不要。

4. 平成24年度予算代議員会との関係について

(確認結果)

上記1. ①に対応する規約変更は、分割・事業譲渡が発生した場合は速やかに、発生しない場合は平成24年度予算代議員会までに対応することにより(※)。

(※) 当該代議員会のタイミングが規約変更対応の最終期限ということではなく、本対応は平成23年8月10日に遡って適用する必要があるため、できるだけ速やかに規約変更することが望ましい。

<企業年金連合会への情報収集等業務の委託に関する事項について>

【厚生年金保険法第130条、確定給付企業年金法第93条】

1. 規約変更の要否について

(確認結果)

当該委託にあたり規約変更は必要。

(補足：連合会への委託方法、規約変更の方法等については詳細確認中です。)

以上

